

# 土木学会論文集投稿要項

(2005. 9. 16・改訂)

1. **投稿資格**：本会会員，非会員を問わない個人。本会の委員会も投稿できる。
2. **原稿提出先**：土木学会論文集編集委員会（以下委員会という）。
3. **原稿提出期日**：随時受け付ける。ただし討議原稿の受付は，討議の対象とする論文，報告，ノート，委員会報告掲載後6か月以内とする。
4. **投稿原稿の区分**：投稿原稿は原則として未発表のものとし，その区分および内容は次のとおりとする。

## ○論文

理論的または実証的な研究・技術成果，あるいはそれらを統合した知見を示すものであって，独創性があり，論文として完結した体裁を整えていること。

## ○報告

- 1) 調査・計画・設計・施工・現場計測などの報告で，技術的・工学的に有益な内容を含むもの。
- 2) 「委員会報告」のページ数制限を超えるもので，より踏み込んだ内容を示すものについてはこれを報告として扱う。

## ○ノート

- 1) 論文・報告として体裁の整わないものであっても，新しい研究・技術成果を述べたもの。
- 2) 問題の提起・試論およびこれに対する意見。
- 3) 既発表の論文・報告に対する補足または修正。
- 4) 実験・実測データや新しい数表・図表などで，研究・技術の参考として役立つもの。

## ○討議

- 1) 発表された論文，報告，ノート，委員会報告に関連した討議者の研究・技術成果。
- 2) 同じく，発表された論文，報告，ノート，委員会報告についての意見または質問。

## ○委員会報告

土木学会規則および土木学会委員会規程によって定められた，調査・研究に関する常置委員会および臨時の目的のために設置された委員会の調査・研究活動およびその成果を報告するもので，当該分野の研究・技術の体系化をはかり，今後の課題の提示や新たな展望を示すもの。なお，委員会報告は委員会名で投稿すること。

## 5. 査読部門または査読手続

### 5.1 査読部門

査読は次の部門に分けて行っているので，投稿に際しては該当する部門および4.の投稿原稿の区分を明記すること。

部門A：応用力学，構造工学，設計論，鋼構造，複合構造，地震工学，耐震構造，風工学，維持管理工学，等

部門B：水理学，環境水理学，水文学，河川工学，水資源工学，海岸工学，港湾工学，海洋工学，等

部門C：土質力学，基礎工学，岩盤工学，土木地質，地盤環境工学，等（主な論点が地盤工学に関するものであること）

部門D：土木計画，地域都市計画，国土計画，交通計画，交通工学，鉄道工学，景観・デザイン，土木史，測量・リモートセンシング・空間情報，交通現象分析，心理・行動分析，等

部門E：土木材料，舗装工学，コンクリート工学，コンクリート構造，等

部門F：建設事業計画，設計技術，積算・契約・労務・調達，施工技術，環境影響対応技術，維持・補修・保全技術，建設マネジメント，等（主な論点が建設事業に関するものであること）

部門G：環境計画・管理，環境システム，環境保全，用排水システム，廃棄物，大気汚染，水環境，土壌環境，環境生態，等

また，いずれの部門においてもその部門に関連した地球環境問題を扱う。

なお，内容によっては，希望した査読部門の変更をお願いすることがある。

## 5.2 査読手続

- 1) 投稿原稿に対し、委員会は査読を行って登載の可否を決定する。査読にあたって委員会は著者に対して問合せ、または内容の修正を求めることがある。
- 2) 原稿に関する照会、または修正依頼をしてから 16 週以内に著者から回答がない場合には、委員会は査読を打ち切る。

## 6. 投稿原稿の書き方

- 6.1 投稿原稿は、十分に推敲されたものでなければならない。
- 6.2 投稿原稿は、和文・英文いずれかに限る。
- 6.3 電子投稿時の論文申し込み画面にて必要事項を記入すること。
- 6.4 投稿原稿の詳細については投稿の手引きおよび土木学会のホームページ (<http://www.jsce.or.jp/>) を参照すること。

## 7. 著作権の帰属（譲渡）：

論文集に掲載された著作物の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に定める権利を含む）は本会に帰属（譲渡）する。著作者自らが、著作物の全文、または一部を複製・翻訳・翻案などの形で利用する場合、本会は原則として、その利用を妨げない。ただしインターネットのホームページなどに全文を登載する場合は、本会へ通知しなければならない。

第三者から、著作物の全文または一部の複製利用（翻訳として利用する場合を含む）の申し込みを受けたときには、本会は特に不適切とみなされる場合を除き、これを許諾することができる。この場合、本会は著作者に著作物利用の概要を通知する。

## 8. 共同著者の責任と著作権：

共同著作された論文の著作権は、著作がなされた時点で氏名が掲げられた複数の著者に共有される。このため著者名の表示変更（著者の順番変更を含む）は認められない。したがって査読中に著者表示に関わる変更があった場合には、論文は著者取り下げのうえ、新規論文として改めて投稿を受け付ける。

## 9. 掲載料については投稿の手引を参照すること。

### 付記

1. 投稿原稿の受付日は、土木学会にて投稿が確認された日付とする。
2. 投稿にあたっては「土木学会論文集投稿の手引（2009.4.13）」を参照されたい。
3. 本要項は 2008 年 7 月 1 日以降に受け付ける原稿に適用する。

1983 年（昭和 58 年）	7 月 1 日	制定
1983 年（昭和 58 年）	9 月 15 日	一部修正
1986 年（昭和 61 年）	1 月 24 日	一部修正
1987 年（昭和 62 年）	3 月 27 日	一部修正
1988 年（昭和 63 年）	3 月 31 日	一部修正
1989 年（平成元年）	5 月 16 日	一部修正
1990 年（平成 2 年）	12 月 4 日	一部修正
1991 年（平成 3 年）	4 月 1 日	改正
1992 年（平成 4 年）	7 月 1 日	一部修正
1994 年（平成 6 年）	8 月 9 日	改正
1996 年（平成 8 年）	4 月 12 日	改正
1998 年（平成 10 年）	4 月 28 日	一部修正
2000 年（平成 12 年）	3 月 29 日	改正

2001年（平成13年）7月27日 改正  
2004年（平成16年）7月27日 改正  
2005年（平成17年）9月16日 改正  
2006年（平成18年）1月18日 一部修正  
2008年（平成20年）4月15日 一部修正

# 土木学会論文集投稿の手引

(2009. 4. 13)

土木学会論文集編集委員会

## 1. 投稿者

投稿にあたっては土木学会論文集投稿要項に従って下さい。土木学会は主として個人の資格で参加している会員で構成された団体であることに鑑み、原稿は著者個人の名で提出して下さい。

なお、土木学会の各種調査研究委員会はその成果を委員会報告として投稿することができます。委員会報告については、別に定める「4.6 委員会報告」の項によるものとし、詳細は論文集編集委員会で決定します。

共同著作された論文の著作権は、著作がなされた時点で氏名が掲げられた複数の著者に共有されます。このため著者名の表示変更（著者の順番変更を含む）は認められません。したがって査読中に著者表示に関わる変更があった場合には、論文は著者取り下げのうえ、新規論文として改めて投稿を受け付けます。

## 2. 原稿提出期日

原稿は随時、受け付けております。受け付けた原稿は原稿台帳に登録され、査読に入ります。

## 3. 投稿原稿

### 3.1 投稿区分

論文集には、以下のように、i) 論文、ii) 報告、iii) ノート、iv) 討議、v) 委員会報告 の投稿区分が設けられております。

#### i) 論文

理論的または実証的な研究・技術成果、あるいはそれらを統合した知見を示すものであって、独創性があり、論文として完結した体裁を整えているものです。

#### ii) 報告

- 1) 調査・計画・設計・施工・現場計測などの報告で、技術的・工学的に有益な内容を含むものです。
- 2) 「委員会報告」のページ数制限を超えるもので、より踏み込んだ内容を示すものについてはこれを報告として扱います。

#### iii) ノート

- 1) 論文・報告として体裁の整わないものであっても、新しい研究・技術成果を述べたもの。
- 2) 問題の提起・試論およびこれに対する意見。
- 3) 既発表の論文・報告に対する補足または修正。
- 4) 実験・実測データや新しい数表・図表などで、研究・技術の参考として役立つもの。

#### iv) 討議

- 1) 発表された論文、報告、ノート、委員会報告に関連した討議者の研究・技術成果。
- 2) 同じく、発表された論文、報告、ノート、委員会報告についての意見または質問。

#### v) 委員会報告

土木学会規則および土木学会委員会規程によって定められた、調査・研究に関する常置委員会および臨時の目的のために設置された委員会の調査・研究活動およびその成果を報告するもので、当該分野の研究・技術の体系化をはかり、今後の課題の提示や新たな展望を示すもの。なお、委員会報告は委員会名で投稿してください。

### 3.2 原稿の具備すべき条件

投稿原稿の具備すべき条件として考えられるのは、

- 1) 正確であること
- 2) 客観的に記述されていること
- 3) 内容、記述について十分な推敲がなされていること

- 4) 未発表であること
- 5) 他学協会誌、等へ二重に投稿していないこと

の5点があげられます。ただし4)に関しては、既に発表した内容を含む原稿でも、次のいずれかの項目に該当する場合は投稿を受け付けます。

- 1) 新たな知見が加味され再構成された論文。
- 2) 限られた読者にしか配布されない刊行物、資料に発表された内容をもとに、再構成されたもの。

個々の論文がこれらに該当するか否かの判断は各編集小委員会で行います。この判断を容易にし、また正確を期すため、投稿にあたっては、既発表の内容を含む場合、あるいは関連した内容の場合には、これまでどの部分を、どの程度、どこの刊行物に発表してあるかを論文中に明確に記述して下さい。

なお、ひとつの論文は、それだけで独立した完結したものでなければなりません。非常に大部な論文を連載形式で掲載するということはできません。

### 3.3 原稿のまとめ方

原稿は次のようにまとめて下さい。

- 1) 目的を明示するとともに、重点がどこにあるかが容易にわかるように記述して下さい。
- 2) 既往の研究・技術との関連を明らかにして下さい。すなわち、従来の研究・技術のどの部分を発展させたのかどのような点がユニークなのかを示して下さい。
- 3) 原稿は要点をよくしぼり、簡潔に記述して下さい。

原稿は、例えば次のような順序で記述するとよいと考えられます。

- ① 目 的
- ② 方 法
- ③ 結果と考察
- ④ 結 論

- 4) 論文のタイトルは簡潔で、その内容を十分に明らかに表現するものとして下さい。長い論文を分割して、その1, その2・・・とする連載形式は認めません。

### 3.4 掲載料

掲載にあたって、著者には以下に示す経費を掲載料として負担していただきます。

ページ数	掲載料
1-4	15,000円
5-6	25,000円
7-8	40,000円
9-10	45,000円
11-20	1ページ当たり10,000円を加算

注1) 第1著者が土木学会の非会員の場合は1万円を加算する。

注2) 学生による投稿など掲載料の支払いが困難な場合には、登載決定後、最終原稿提出時にその理由を各部門の編集小委員会宛に申し出ること(様式自由)。審議の上、妥当であると認められる場合、掲載料を免除することがある。

## 4. 査読

### 4.1 査読の目的

投稿原稿(論文、報告、ノート、委員会報告)が、土木学会論文集に掲載される原稿として、ふさわしいものであるかどうかを判定するための資料を提供することを目的として査読が行われます。査読に伴って見出された疑義や不明な事項について修正をお願いすることがあります。

ただし、原稿の内容に対する責任は本来著者が負うべきものであり、その価値は一般読者が判断すべきものであります。

### 4.2 査読部門

土木学会論文集には、以下の7つの部門が設けられており、投稿原稿は原則として著者の希望した部門で査読を受け

ます。

部門A：応用力学，構造工学，設計論，鋼構造，複合構造，地震工学，耐震構造，風工学，維持管理工学，等

部門B：水理学，環境水理学，水文学，河川工学，水資源工学，海岸工学，港湾工学，海洋工学，等

部門C：土質力学，基礎工学，岩盤工学，土木地質，地盤環境工学，等（主な論点が地盤工学に関するものであること）

部門D：土木計画，地域都市計画，国土計画，交通計画，交通工学，鉄道工学，景観・デザイン，土木史，測量・リモートセンシング・空間情報，交通現象分析，心理・行動分析，等

部門E：土木材料，舗装工学，コンクリート工学，コンクリート構造，等

部門F：建設事業計画，設計技術，積算・契約・労務・調達，施工技術，環境影響対応技術，維持・補修・保全技術，建設マネジメント，等（主な論点が建設事業に関するものであること）

部門G：環境計画・管理，環境システム，環境保全，用排水システム，廃棄物，大気汚染，水環境，土壌環境，環境生態，等

また，いずれの部門においてもその部門に関連した地球環境問題を扱う。

なお，査読希望部門で担当する専門分野と投稿原稿の内容が合致しない場合には，取扱い部門の変更をお願いすることがあります。

### 4.3 査読員

査読は委員会の指名した査読員が行います。原則として論文，報告，ノート，委員会報告では3名の査読員を選定します。

### 4.4 査読の方法

#### 4.4.1 評価

査読に当たり，投稿原稿がその分野においていかなる位置づけにあるか，新しい観点からなされた内容を含んでいるか，研究・技術成果の貢献度が大きいかなど，等の点について以下の項目にてらして客観的に評価します。

(1) **新規性**：内容が公知，既発表または既知のことから容易には導き得るものでないこと。

たとえば，以下に示すような事項に該当する場合は新規性があると評価されます。

- a) 主題，内容，手法に独創性がある。
- b) 学界，社会に重要な問題を提起している。
- c) 現象の解明に大きく貢献している。
- d) 創意工夫に満ちた計画，設計，工事等について貴重な技術的検討，経験が提示されている。
- e) 困難な研究・技術的検討をなしとげた貴重な成果が盛られている。
- f) 時宜を得た主題について総合的に整理し，新しい知見と見解を提示している。

(2) **有用性**：内容が工学上，工業上，その他実用上何らかの意味で価値があること。

たとえば，以下に示すような事項に該当する場合は有用性があると評価されます。

- a) 主題，内容が時宜を得て有用である。
- b) 研究・技術の成果の応用性，有用性，発展性が大きい。
- c) 研究・技術の成果は有用な情報を与えている。
- d) 当該分野での研究・技術のすぐれた体系化をはかり，将来の展望を与えている。
- e) 研究・技術の成果は実務にとり入れられる価値を持っている。
- f) 今後の実験，調査，計画，設計，工事にとり入れる価値がある。
- g) 問題の提起，試論またはそれに対する意見として有用である。
- h) 実験，実測のデータで研究，工事等の参考として寄与する。
- i) 新しい数表，図表で応用に便利である。

(3) **完成度**：内容が読者に理解できるように簡潔，明瞭，かつ，平易に記述されていること。

この場合，文章の表現に格調の高さ等は必要としないが，次のような点についても留意して評価します。

- a) 全体の構成が適切である。

- b) 目的と結果が明確である。
- c) 既往の研究・技術との関連性は明確である。
- d) 文章表現は適切である。
- e) 図・表はわかりやすく作られている。
- f) 全体的に冗長になっていないか。
- g) 図・表等の数が適切である。

(4) **信頼度**：内容に重大な誤りがなく、また読者から見て信用のおけるものであること。

信頼度の評価については、計算等の過程を逐一たどるようなことは必要としないが、次のような点についても留意して客観的に評価します。

- a) 重要な文献が落ちなく引用され、公平に評価されているか。
- b) 従来からの技術や研究成果との比較や評価がなされ、適正な結論が導かれているか。
- c) 実験や解析の条件が明確に記述されているか。

#### 4.4.2 判定

4.4.1での各項の評価と、現在までの土木学会論文集および土木学会論文報告集に掲載された論文、報告、ノートおよび委員会報告を参考にして、水準以上であれば登載「可」とし、掲載するほどの内容を含まないと考える場合、および掲載をすべきでない場合は「否」とします。なお、4.4.1での各項の評価のうち1つでも問題がありと評価されても「否」とするものではありません。多少の欠点があっても、学術や技術の発展に何らかの意味で、良い効果を及ぼす内容があるものは登載されるよう配慮します。「否」とする場合は、下記の項目で該当するものが、査読報告書に示されます。また、「可」、「否」にかかわらず、判定の理由を具体的に記述します。

##### □論文、報告の場合

###### I. 誤り

- a) 理論または考えのプロセスに客観的・本質的な誤りがある。
- b) 計算・データ整理に誤りがある。
- c) 現象の解析にあたり、明らかに不相応な理論を当てはめて論文が構成されている。
- d) 都合のよいデータ・文献のみを利用して議論が進められ、明らかに公正でない記述により論文が構成されている。
- e) 修正を要する根本的な指摘事項をあまりにも多く含んでいる。

###### II. 既発表

- f) 明らかに既発表とみなされる。
- g) 連載形式で論文が構成されており独立した論文、報告と認めがたい。
- h) 他人の研究・技術成果をあたかも本人の成果のごとく記述して論文の基本が構成されている。

###### III. レベルが低い

- i) 通説が述べられているだけで新しい知見がまったくない。
- j) 多少の有用な資料は含んでも論文、報告にするほどの価値はまったく見られない。
- k) 論文、報告にするには明らかに研究・技術的検討等がある段階まで進展していない。
- l) 着想が悪く、当然の結果しか得られていない。
- m) 研究・技術内容が単に他の分野で行われている方法の模倣で、まったく意義を持たない。

###### IV. 内容全体・方針

- n) 政策的な意図、あるいは宣伝の意図がきわめて強い。
- o) きわめて片寄った先入観にとらわれ原稿全体が独断的に記述されている。
- p) 理論的または実証的な論文、あるいは事実に基づいた報告でなく、単なる主観が述べられているに過ぎない。
- q) 私的な興味による色彩がきわめて強く、論文集に掲載するには問題が多い。
- r) 学会としての本来の方針、目的に一致していない。

##### □ノートの場合

- a) 原稿の根幹に重大な誤りがある。
- b) 新しい知見がまったく見られない。
- c) まったく独断的記述であり，会員，読者に益するとは考えられない。
- d) 政策的あるいは宣伝の意図が明らかである。
- e) 修正を要する根本的な指摘事項をあまりに多く含んでいる。
- f) その他（論文，報告の場合も参考とすること）

#### 4.4.3 登載の条件

登載可否の判定は，3名の査読結果に基づいて委員会で行います。査読員2名以上が「可」であれば，原則としてこの投稿原稿は登載可となります。その際，査読員からの修正意見があれば，各部門小委員会で検討のうえ，修正依頼を行います。修正意見に対して著者が十分な回答を行ったかどうかは，各部門小委員会で判断します。必要があれば修正意見を出した査読員に再査読をお願いすることもあります。

#### 4.5 討議

討議の内容が編集小委員会によって適当と判断された場合には，原著者に回答依頼をします。回答原稿が提出され，編集小委員会によって両者の内容が適当と判断された時点で掲載します。

#### 4.6 委員会報告

土木学会規則および土木学会委員会規程によって定められた調査・研究に関する常置委員会，および臨時の目的のために設置する調査・研究のための特別委員会の研究活動成果報告と委員会活動報告は，土木学会誌（以下学会誌）あるいは土木学会論文集（以下論文集）に登載できます。このような委員会報告の登載は，原則として次のような基準に従うものとします。

- (1) 委員会の研究活動成果報告は，前記委員会の調査・研究活動の学会会員に対する成果報告であって，体裁および内容が学会誌および論文集の基準に適合する学術・技術研究論文でなければならない。
- (2) 示方書（案），基準（案），指針（案）等に関する報告は，(1)に準ずると考えて登載できる。
- (3) 文献を分類・整理した文献目録はそのままの形では登載できない。文献調査による成果報告はとりあげられたテーマについて行った文献調査からえられた，そのテーマにおける学術的・技術的な傾向とか，問題点に対して調査文献を引用しながら考察を加えたものにしなければならない。
- (4) ある特定テーマについて委員会がその活動として行ったシンポジウムや研究発表会に提出された論文はそのままの体裁では登載できない。シンポジウム等でなされた討議をもとに検討を加え，内容と体裁が学会誌または論文集の条件にかなう場合にシンポジウムまたは研究発表会の主題のもとに発表論文・報文をまとめて登載できる。
- (5) 委員会活動の成果としての諸研究機関の研究テーマ調査報告は，テーマの列挙のみにとどまるものは受け入れられない。とりあげているテーマについて専門的考察を加えて，全体としての研究動向とか問題点，将来への展望などをまとめたものでなければならない。

### 5. 投稿原稿の書き方

#### 5.1 投稿の方法

投稿は電子投稿（WEB投稿）に限ります。論文等を投稿する際は，土木学会ホームページにアクセスして，PDF化した論文をインターネットより投稿します。電子投稿に関する詳細は，土木学会ホームページの「土木学会論文集」をご覧ください。

#### 5.2 ページ数

投稿原稿の標準的な上限ページ数と許容される超過ページ数は下表のとおりです。

区分	標準的な上限ページ数	許容される超過ページ数
論文・報告	10	10
ノート	4	2
討議	4	0
委員会報告	6	4



### 5.3 著者表示および連絡先

1) 勤務先および連絡先は投稿時のものを記入して下さい。査読期間中に所属・住所等に変更があった場合には、最終原稿提出時に修正してもかまいません。また、原則としてE-mailアドレスを記載して下さい。

2) 肩書きの英訳はそれぞれの機関で慣用しているものでかまいません。

例えば、大学、研究所関係では次のようになります。

- Professor (教授)
- Associate Professor (准教授, 助教授, 講師)
- Assistant Professor (講師, 助教)
- Research Associate (助教, 助手, 研究員)
- Assistant (助手, 研究補助員)
- Graduate Student あるいは Postgraduate Student (大学院生)
- Chief Research Engineer (主任研究員)
- Research Engineer (研究員)

### 5.4 要旨

和文原稿の場合は350字以内の和文要旨を論文の最初につけると共に、論文の最後に300ワード以内の英文要旨をつけて下さい。これらの要旨を記載するに当たっては、一般的な記述ではなく、得られた研究成果の要点を具体的に述べることに努めて下さい。とりわけ和文論文の英文要旨は、国外への成果の発信の面で重要ですので、研究の成果がその内容に十分反映されるようにし、また英文についても英語を母国語とする人の校閲を受けるなどの配慮を行って下さい。英文論文の場合は300ワード以内の英文要旨のみを論文の最初につけて下さい。

### 5.5 キーワード

論文内容を十分に表わすキーワードを英語で5つ程度選んで要旨の下に記入して下さい。

### 5.6 文章および章・節・項

文章は口語体で、基本的に「である調」で統一して下さい。特に英文もしくは片仮名書きを必要とする部分以外は、漢字まじり平仮名書きとして下さい。私的な表現、広告、宣伝に類する内容の記載は避けて下さい。

章、節、項の見出しの数字は次のように統一します。これ以外の見出しは用いないで下さい。

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| 1., 2., 3. ....章    | } すべてゴシック<br>(太字) |
| (1), (2), (3) ....節 |                   |
| a), b), c) ....項    |                   |

見出し語はゴシックにし、左詰めで書きます。

### 5.7 式および記号

式や図に使われる文字、記号、単位記号などは、できるだけ常識的な記号を使い、必要に応じて記号の一覧表を付録としてつけて下さい。数式はできるだけ簡単な形でまとめて、式の展開や誘導の部分を少なくして文章で補って下さい。式を書く場合には、記号が最初に現われる箇所に記号の定義を文章で表現して使って下さい。また、同一記号を2つ以上の意味で使うことは避けて下さい。

### 5.8 単位系

単位は原則としてSI単位を使用して下さい。従来単位系を用いる場合は、かっこ書きで併記して下さい。

- 例： 9.8 kN/m<sup>3</sup> (1 tf/m<sup>3</sup>)  
0.49 MPa (5 kgf/cm<sup>2</sup>)

### 5.9 図・表・写真

- 1) 本文が和文であっても、図・表・写真の表題および図中の文字は、英語を使用してもかまいません。
- 2) 図・表・写真は、それらを最初に引用する文章と同じ頁に置くことを原則とし、その頁の上部か下部にまとめるようにレイアウトして下さい。図・表・写真の横(余白)には本文は組込まないで下さい。
- 3) 図・写真についてはカラーも可能です。解像度は、モノクロ画像で1200dpi、カラー／グレースケール画像で300dpiを推奨します。あまり解像度を大きく設定しますと著しくファイルサイズが大きくなりますのでご注意下さい。

- 4) 図・表・写真を他の著作物から引用する場合は、出典を必ず明記するとともに、事前に原著者の了承を必ず得ることが必要です。
- 5) 図の製図方法は、原則として『土木製図基準』（土木学会編）を参照して下さい。仕上がりを考えて線の太さや文字の大きさを考えて下さい。文字は、仕上がりで1.5～2mmとなるのが標準で、また、記号類は小さすぎないように少し大きめに描くようにして下さい。

#### 5.10 参考文献

参考文献は入手可能なものに限って、投稿中の論文などは引用しないでください。

また、掲載可となった論文は電子ジャーナルとして公開され、論文中の参考文献についてはクロスリファレンス機能が個別に付加されます。参考文献のリンク間違いを防ぐために、以下に示す書式や記載場所等に関する注意事項を必ず守って下さい。

- a) 参考にした文献は引用順に番号をつけて本文末にまとめて記載し、本文中にはその番号を右肩上に示して文末の文献と対応させて下さい。
- b) 参考文献は、論文登載後に時間が経過しても入手可能なものだけを挙げて下さい。インターネット上のホームページについても、半永久的にたどれるものに限ります。私信なども含めそれ以外は、本文末の参考文献に挙げずに本文中または脚注で示して下さい。
- c) 参考文献の書き方は、著者名、論文名、雑誌名（書名）、巻号、ページ、発行年の順に記入して下さい。英文の雑誌の場合は、姓、イニシャルとして下さい。著者数が多い場合でも参考文献リストには全ての著者名を記載して下さい。ただし、本文中で引用する場合には、3名以上の場合に限り、第一著者のみを書き、あとを“ほか”もしくは“*et al*”などと省略してかまいません。単行本の場合は、著者名、書名、ページ、発行所、発行年とします。英文の単行本の場合は、書名は各単語とも頭文字は大文字として下さい。雑誌名、書名はイタリック体にして下さい。詳細については記入例を参考にして下さい。

#### 【参考文献の記入例】

- 1) 本間 仁, 安芸皓一 : 物部水理学, pp. 430-463, 岩波書店, 1962.
- 2) Miles, J. W. : On the generation of surface waves by shear flows, *J. Fluid Mech.*, Vol. 3, Pt. 2, pp. 185-204, 1957.
- 3) 日本道路協会 : 道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編, pp.110-119, 1996.
- 4) Miche, M. : Amortissement des houles dans le do-main de l'eau peu profonde, *La Houille Blanche*, No. 5, pp. 726-745, 1956.
- 5) Gresho, P. M., Chan, S. T., Lee, R. L. and Upson, C. D. : A modified finite element method for solving the time-dependent incompressible Navier-Stokes equations, part 1, *Int. J. Numer. Meth. Fluids*, Vol. 4, pp. 557-598, 1984.
- 6) 岡村 甫, 前川宏一 : 鉄筋コンクリートにおける非線形有限要素解析, 土木学会論文集, No.360/V-3, pp.1-10, 1985.
- 7) C. R. ワイリー (富久泰明訳) : 工学数学 (上) , pp. 123-140, ブレイン図書, 1973.
- 8) Smith, W. : Cellular phone positioning and travel times estimates, *Proc. of 8th ITS World Congress*, CD-ROM, 2000.

#### 5.11 脚注

本文中の脚注や注はできるだけ避けて下さい。本文中で説明をするか、もしくは本文の流れと関係ない場合には付録として本文末尾に置いて下さい。

#### 5.12 原稿の書式

後掲する和文・英文原稿作成例の書式に従って下さい。

### 6. 公表された論文の誤植訂正

刊行後判明した著者の責任による軽微な誤植については、訂正記事の掲載は致しませんので、印刷原稿作成にあたっては十分ご注意下さい。なお、内容の理解にかかわる重大な訂正については、最終的には編集委員会で判断いたしますが、訂正記事を掲載する方向で対応します。ただし、有料とします。

## 7. 著作権の帰属（譲渡）

論文集への掲載が決定した時点で、土木学会へ著作権を帰属（譲渡）していただきます。従いまして、論文集に掲載された著作物およびその著作権（著作権法第27条、第28条に定める権利を含む）は本会に帰属（譲渡）することになります。著作権譲渡書には著者全員の自署が必要です。登載決定の通知後速やかに提出してください。

著者自らが、著作物の全文、または一部を複製・翻訳・翻案などの形で利用する場合には、本会は原則として、その利用を妨げるものではありません。ただしインターネットのホームページなどに全文を登載する場合は、本会へ通知していただきます。

一方、土木学会が第三者から、著作物の全文または一部の複製利用（翻訳として利用する場合を含む）の申し込みを受けたときには、特に不適切とみなされる場合を除き、土木学会の判断でこれを許諾することとします。この場合、学会は著者に著作物利用の概要を通知いたします。

## 8. その他

- (1) 投稿原稿は、電子投稿後、土木学会にて投稿が確認された日付を受付日とします。
- (2) 投稿原稿は、体裁上最小限必要とされる条件が満足されているかどうかのチェックがなされ、これが満足されていない場合は受けを一時保留し、原稿を返送するか、もしくは著者に問合せを行います。
- (3) 投稿原稿は、原則的に返却いたしません。
- (4) 個々の原稿についての査読員名および査読内容は一切公表いたしません。
- (5) 投稿原稿の受付に関するお問合せは下記の係までご照会下さい。ただし、(1)編集委員会の開催日程、(2)投稿原稿の審査状況などについては、事務局ではお答えできません。(2)について、必要な場合には、各小委員会宛の書面にて、お問合せ下さい。

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目（外濠公園内）  
社団法人 土木学会 事務局編集課論文集 係  
TEL. 03-3355-3435  
FAX. 03-5379-2769  
E-mail. edi@jsce.or.jp

付記	1983年（昭和58年）	7月 1日	制定
	1983年（昭和58年）	9月15日	一部修正
	1986年（昭和61年）	1月24日	一部修正
	1987年（昭和62年）	3月27日	一部修正
	1988年（昭和63年）	3月31日	一部修正
	1989年（平成元年）	5月16日	一部修正
	1990年（平成2年）	12月 4日	一部修正
	1991年（平成3年）	4月 1日	改正
	1992年（平成4年）	7月 1日	一部修正
	1994年（平成6年）	8月 9日	改正
	1996年（平成8年）	4月12日	改正
	1998年（平成10年）	4月28日	一部修正
	2000年（平成12年）	3月29日	改正
	2001年（平成13年）	7月27日	改正
	2004年（平成16年）	7月27日	改正

2005年（平成17年） 9月16日 改正  
2005年（平成17年）11月15日 一部修正  
2006年（平成18年） 1月18日 一部修正  
2008年（平成20年） 4月15日 一部修正  
2009年（平成21年） 4月13日 一部修正